

高齢者生協ヘルプサービスあまこだ運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県高齢者生活協同組合が開設する「高齢者生協ヘルプサービスあまこだ」(以下、「事業所」という。)が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護(以下、「指定居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

- (1) 指定居宅介護については、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助
- (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助
- (3) 指定同行援護については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者に対する、外出時に同行して行う移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助
- (4) 指定行動援護については、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他の利用者が行動する際に必要な援助

2 事業所の従業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 高齢者生協ヘルプサービスあまこだ
- (2) 所在地 名古屋市守山区向台一丁目1218番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、サービス提供責任者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、居宅介護計画等の作成に関する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 2.5名以上(常勤換算)
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 営業時間外、土曜、日曜日は応相談

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、名古屋市の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容及び対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護(身体介護、家事援助、通院等の介助)
 - ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④難病等対象者
 - ⑤障害児
- (2) 重度訪問介護
 - ①肢体不自由者(身体障害者) ②行動障害を有する者(知的障害者・精神障害者) ③難病等対象者
- (3) 同行援護

①身体障害者 ②難病等対象者 ③障害児

(4) 行動援護

①知的障害者 ②精神障害者 ③難病等対象者 ④障害児

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害福祉サービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村の定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払を受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満
400円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルを越える場合
600円

3 前各項の費用の支払を受ける場合は、利用者（障害児の場合はその保護者）に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っている時に、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、必要な体制の整備を行うとともに

に、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見人制度の利用を支援する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した障害支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとす

る。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 提供したサービスに関し、名古屋市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は名古屋市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

- 第15条 事業所は、利用者及び障害児に対して、適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。）の機会を次のとおり設ける。
- （1）採用時研修 採用後1か月以内
 - （2）継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県高齢者生

活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年11月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年1月12日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和8年3月1日から施行する。